

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 空知郡奈井江町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び奈井江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

目 次 ページ

告 示

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	26
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	26
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	26
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	27
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	27
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告……………		28
道人事委員会規則		
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………		31

告 示

北海道告示第454号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成27年6月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 沙流郡日高町字豊郷222・228の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第455号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年6月16日

北海道告示第456号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成27年6月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 通 知 の 内 容 平成27年農林水産省告示第1302号
- (2) 所在が不明な者 牛田 吉一
- (3) 掲 示 場 所 当別町役場
- 2(1) 通 知 の 内 容 平成27年農林水産省告示第1302号
- (2) 所在が不明な者 紀藤 海三、宮宅 貞夫
- (3) 掲 示 場 所 むかわ町役場
- 3(1) 通 知 の 内 容 平成27年農林水産省告示第1329号
- (2) 所在が不明な者 品川 大一、吉田 昌和、サンユー自動車株式会社
- (3) 掲 示 場 所 旭川市役所
- 4(1) 通 知 の 内 容 平成27年農林水産省告示第1336号
- (2) 所在が不明な者 佐々木 彰彦
- (3) 掲 示 場 所 札幌市役所
- 5(1) 通 知 の 内 容 平成27年農林水産省告示第1349号
- (2) 所在が不明な者 岡 節子
- (3) 掲 示 場 所 上川町役場

- 6(1) 通 知 の 内 容 平成27年農林水産省告示第1350号
(2) 所在が不明な者 田嶋 弘子
(3) 掲 示 場 所 札幌市役所

北海道告示第457号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年6月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
太子堂の沢川（Ⅰ－31－0340）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡安平町早来栄町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
栄の沢（Ⅱ－31－0370）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡安平町早来栄町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第458号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年6月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
積丹幌武意町1（Ⅰ－1－317－854）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
積丹郡積丹町大字幌武意町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
積丹幌武意町3（Ⅱ－1－112－665）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
積丹郡積丹町大字幌武意町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
積丹幌武意町4（Ⅰ－1－319－856）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
積丹郡積丹町大字幌武意町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三石本町1（Ⅰ－3－404－2044）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石本町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三石本町3（Ⅰ－3－406－2046）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石本町、三石旭町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三石旭町（I－3－407－2047） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町三石旭町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、支出負担行為担当者の承認を得て紙により入札に参加することができる。 (2) 電子入札システムに障害等が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。 (3) 電子入札システム運用時間は毎日午前8時から午後11時まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及びメンテナンスのためのシステム停止日を除く。）とする。 (4) その他電子入札に係る運用は、「北海道電子入札運用基準」によるものとする。
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道後志総合振興局告示第63号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成27年6月16日 北海道後志総合振興局長 橋 本 彰 人 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 ア 名 称 道道泊共和線交付金地方道工事（国富2号トンネル） イ 数 量 L＝1,544m W＝8.0m (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から平成30年2月13日まで (4) 履 行 場 所 岩内郡共和町 (5) 本工事は、あらかじめ性能、機能、技術等に関する提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、入札時に提案に基づいた価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する標準型総合評価方式の試行工事のうち、技術提案が実現される確実性について審査を行う確実性審査総合評価方式（標準型）の試行工事である。 (6) 分別解体等の実施の義務付け この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。 2 電子入札に関する事項 (1) 本工事の入札は競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム	3 入札に参加する者に必要な資格 入札参加希望者は特定建設工事共同企業体であって、次の要件を満たしていること。 (1) 特定建設工事共同企業体の構成員の要件 ア 発注工事の対応する平成27年北海道告示第5号に規定する一般土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。 イ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。 ウ 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。 エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 オ アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、1,000点以上であること。 カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。 キ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。 ク 過去20年間（平成7年度以降）に、NATM工法による内空断面積40㎡以上かつ施工延長500m以上、及び吹付断熱材による凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、構成員の数が3社の場合は、代表者を含む構成員の2社以上がこの要件を満たすこととする。 ケ 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。 コ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しく

は人的関係がないこと。

- サ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- シ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

(2) 特定建設工事共同企業体の要件

- ア 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- イ 構成員の数は、2社又は3社であること。
- ウ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
- エ 構成員の組合せは、(1)のアにおける資格の格付がA等級に格付されている者同士の組合せであり、かつ、構成員の1社以上がA1に区分されていること。
- オ 共同企業体の代表者は、(1)のアの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が1,100点以上で最大の施工能力を有する者であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。
- カ 入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）の内容について、当該標準案と異なる設計及び施工方法等に関する技術提案を行うこと。

4 競争参加資格確認申請書等の提出期間等

- (1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書に関係書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければならない。
- (2) 入札参加希望者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、支出負担行為担当者の承認を得て紙により入札に参加する場合（以下「紙参加」という。）は、条件付一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して紙により提出しなければならない。
- (3) 関係書類について、電子入札システムによる提出が困難な場合（北海道電子入札運用基準第2章4-2に該当する場合をいう。）は、電子入札システムにより持参提出通知書を提出の上、持参添付書類内訳書に添付して紙により提出しなければならない。
- (4) 電子システムによる提出期間
平成27年6月16日（火）午前9時から同年7月8日（水）午後5時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）
- (5) 紙による提出期間等
- ア 提出期間 平成27年6月16日（火）から同年7月8日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 小樽市奥沢1丁目21-1
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課

ウ 提出方法 持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

5 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出期間等

特定建設工事共同企業体を結成し、入札に参加しようとする者は、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（以下「申請書等」という。）を紙により提出しなければならない。

- (1) 提出期間 平成27年6月16日（火）から同月26日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

なお、申請書等提出期限の日以降、申請書等を提出した者の構成員の一部が指名停止を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定建設工事共同企業体を結成して特定建設工事共同企業体の決定及び競争参加資格確認申請を行う場合においては、平成27年7月27日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時までとし、申請書等の提出期限と、競争参加資格確認申請書等の提出期限は同日とする。

- (2) 提出場所 4の(5)イに同じ。

- (3) 提出方法 持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

6 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成27年7月17日（金）までに電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。

なお、5の(1)のなお書きによる申請に係る審査については、平成27年7月31日（金）までに電子又は書面により通知する。

7 契約条項を示す場所

4の(5)イに同じ。

8 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加の場合は、紙により提出しなければならない。

なお、再度入札の場合においても同様とする。

- (2) 入札書の提出期間等

平成27年9月14日（月）午前9時から同月16日（水）午後3時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）。ただし、紙参加の場合は、支出負担行為担当者に

より、競争入札参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、(4)の開札場所へ(5)の開札日時に持参すること。

なお、送付による場合は、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を同封し、封筒に「道道泊共和線交付金地方道工事（国富2号トンネル）入札書等」と朱書きの上、必着とすること。

- (3) 初度の入札書提出時に内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

さらに、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当工事となった場合、落札者に内訳書の積算内容を確認するための詳細な内訳書の提出を求めることがあるので、これを承知すること。

- (4) 開 札 場 所 小樽市奥沢1丁目21-1
北海道後志総合振興局小樽建設管理部3階会議室

- (5) 開 札 日 時 平成27年9月17日（木）午前9時30分

9 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

10 契 約 保 証 金

契約保証金は免除する。ただし、その者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

11 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無 無

12 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び条件付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

- (1) 交 付 期 間 平成27年6月16日（火）から同年7月8日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、平成27年6月16日（火）午前9時から同年7月8日（水）午後5時までとする。
- (2) 交 付 場 所 4の(5)イに同じ。
また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。た

だし、インターネットによる交付を行うことができない書類については交付場所で直接行うものとする。

「調達ポータルサイト<https://www.idc.e-harp.jp/>」（北海道のホームページにリンク）

- (3) 交 付 方 法 直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

- (4) 費 用 無料とする。

13 送 付 に よ る 入 札

認める。

14 落 札 者 の 決 定 方 法 等

- (1) 入札参加資格を有するものと認めた者は、入札説明書に添付している「標準型総合評価方式実施要領」に定める項目について、技術提案を行わなければならない。

- (2) 技術提案の審査の結果、適正と認められた入札参加希望者は、採用された技術提案及び当該技術提案に基づき積算した価格により入札し、次の要件に該当する者のうち、政令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、入札説明書に添付している「落札者決定基準」において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、技術提案が適正と認められなかった入札参加希望者については、標準案及び当該標準案により積算した価格をもって入札しなければならない。

ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案が、標準案の内容を全て満たしていること。

- (3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、その者にくじを引かせて落札者を決定する。

15 落 札 者 と 契 約 を 行 わ な い 場 合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

16 契 約 書 作 成 の 要 否

必要とする。

17 予 定 価 格 等

- (1) 予 定 価 格 事後公表とする。

- (2) 低入札価格調査制度に係る基準価格及び失格判断基準 設定している。

18 そ の 他

- (1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

(2) 入札の執行回数は原則２回までとする。 (3) 開札の時（落札者の決定前まで）において、３に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (4) 入札書記載金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (5) 消費税等課税事業者等の申出 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (6) 技術提案は、競争入札参加資格確認通知書（紙参加の場合は、条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書）の通知後に受け付ける。 (7) 技術提案の採否は、当該技術提案を行った入札参加希望者に対して審査結果を通知する。 (8) 技術提案を適正と認め、工事施工においてこれを採用した場合においても、当該技術提案に係る部分の工事に関する落札者の責任は軽減されるものではない。 また、技術提案を履行できなかった場合において、再度の施工が困難であるとき、あるいは合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。 (9) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課 イ 所 在 地 郵便番号 047－8639 小樽市奥沢1丁目21－1 ウ 電 話 番 号 0134－25－2165 (10) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (11) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (12) この入札の執行は、公開する。 (13) 詳細は、入札説明書による。 19 Summary A Subject matter of the contract : Construction work of Hokkaido road Tomari Kyowa Line Grants Local road (Kunitomi-2gou Tunnel) L=1,544m W=8.0m B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., September 17, 2015	C Contact point for the notice : Bidding and Contract Division, Office of Constructional Administration, Otaru Department of Public Works Management, Shiribeshi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Okusawa 1-chome 21-1, Otaru, Hokkaido 047-8639 Japan Phone : 0134-25-2165 道 人 事 委 員 会 規 則 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年６月16日 北海道人事委員会委員長 鎌 田 信 知 北海道人事委員会規則14－68 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14－１）の一部を次のように改正する。 別表知事部局の項本庁の事項中「危機管理監」を「職員監 危機管理監」に、「地域振興監」を「少子高齢化対策監」に、「食の安全推進監」を「食の安全推進監 建築企画監」に、「職員監等 人事課の主査」を「人事課の主査」に、「政策局の主査（室及び課に置かれるものを除く。）」を「政策局（研究法人室を除く。）の参事（総合教育担当局長の下に置かれるものを除く。）の命を受け担任の事務を処理する主査」に、「首席普及指導員」を「首席文書専門員 首席普及指導員」に、「出納局室長 総務業務長」を「出納局室長」に改め、同項総合振興局の事項中「環境生活課主幹」を「環境生活課主幹 整備課の室次長」に改め、同項女性相談援助センターの事項中「所長」を「所長 副所長」に改め、同表教育庁の項本庁の事項中「教育次長」を「教育部長 学校教育監」に、「局次長 局室長」を「担当局長」に、「課室長 主幹」を「主幹」に改め、同表備考中第6号を削る。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。
--	--